

令和8年度 介護サービス事業所集団指導 (地域密着型・総合事業編)

多治見市役所 市民福祉部 高齢福祉課

目次

1. 令和8年度介護報酬改定について

- 介護職員等処遇改善加算の拡充
- 基準費用額(食費)の見直し

2. 令和9年度から義務化する項目について

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
- 協力医療機関との連携体制の構築

3. 職場におけるハラスメントの防止について

4. 今年度の方針と運営指導における主な指摘事項について

1. 令和8年度介護報酬改定について

令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「強い経済」を実現する総合経済対策」において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+2.03%（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。

※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

介護職員等処遇改善加算の拡充

令和8年6月から、

- ①生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を創設
- ②これまで加算の対象外だった居宅介護支援等に加算を創設

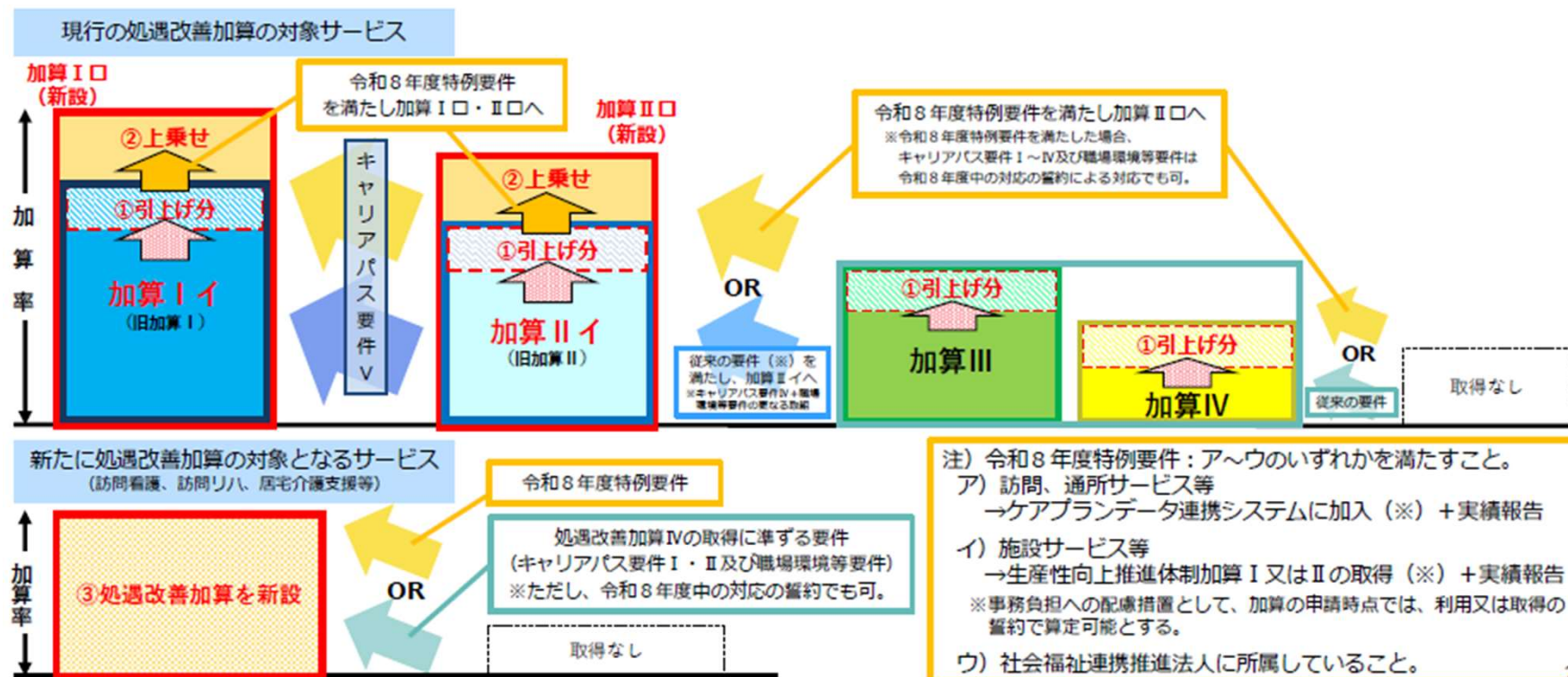
加算ⅠとⅡ→加算Ⅰイ・ⅠロとⅡイ・Ⅱロ

イ→これまでと同様の要件

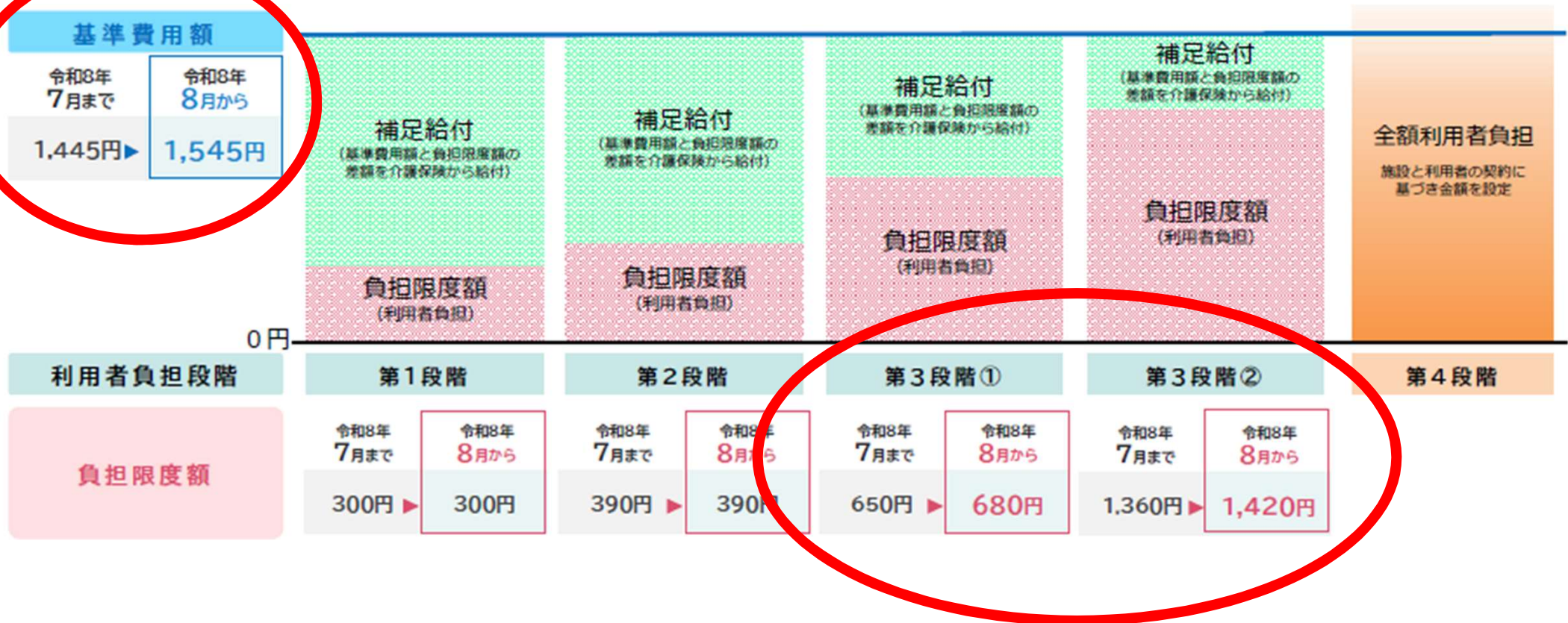
ロ→これまでと同様の要件 **＋「令和8年度特例要件」**

※加算Ⅲ及びⅣについては、区分の変更はありません。

介護職員等処遇改善加算の拡充



基準費用額(食費)の見直し



R8.8～ 補足給付(負担限度額認定)の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額(夫婦の場合)(※)
	第1段階	・生活保護受給者	要件なし
		・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
	第2段階	・世帯全員が 年金収入金額(※) + 合計所得金額が82.65万円以下	650万円(1,650万円)以下
	第3段階①	・世帯全員が 市町村民税 非課税 年金収入金額(※) + 合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
	第3段階②	年金収入金額(※) + 合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額) 【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,545円 (4.7万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円 (1.8万円)】	680円 (2.1万円) 【1,030円 (3.1万円)】	1,420円 (4.3万円) 【1,360円 (4.1万円)】
居住費	多床室	特養等	915円 (2.8万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	530円 (1.6万円)
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円 (2.1万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	530円 (1.6万円)
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円 (1.3万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
	従来型 個室	特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	980円 (3.0万円)
		老健・医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)
	ユニット型個室の多床室		1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)
	ユニット型個室		2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)

2. 令和9年度から義務化する項目

【利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置】

対象サービス：小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（委員会のポイント）

- 構成メンバーや開催頻度は各事業所で設定する。
- 委員会の設置単位は、事業所、法人又は別法人との共同開催も可能。

令和9年度から義務化する項目

【利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置】

委員会のポイント・事例集

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634_00010.html)

生産性向上に資するガイドライン

(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_information.html)



令和9年度から義務化する項目

【協力医療機関との連携】

対象サービス：認知症対応型共同生活介護（令和6年度から義務化）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（協力医療機関の要件）※グループホームは努力義務

- ①医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ②施設から診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③入院が必要な入所者を原則受け入れる体制を確保していること。

令和9年度から義務化する項目

【協力医療機関との連携】

協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や取り決めの内容を指定権者に届け出ることが義務付けられています。

提出書類: 協力医療機関に関する届出書(別紙3)、協定書等の写し

提出期限: 毎年度2月末まで

なお、協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった場合は、上記提出期間に関わらず、変更届出書と併せて提出してください。

3. ハラスメント防止について

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます。

令和7年6月11日に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第63号)が公布されました。

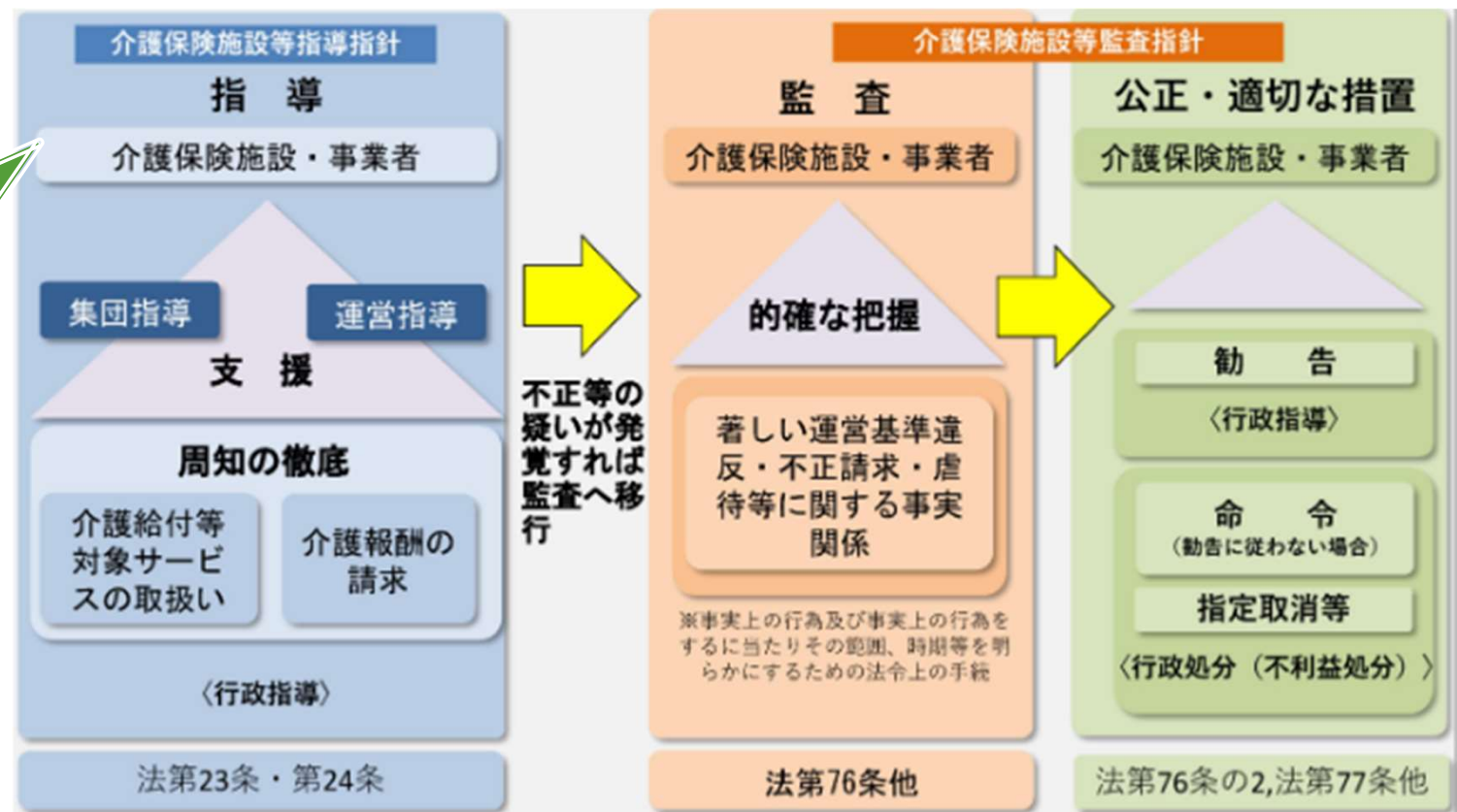
本改正により、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント(いわゆる「求職者等セクハラ」)の防止措置が事業主の義務となります(令和8年10月1日施行)。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

職場におけるハラスメントの防止のために(セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント | 厚生労働省

4. 令和8年度運営指導の方針について

指導の目的・・・
「サービスの質の確保」
「保険給付の適正化」



令和7年度の指導の実績

【集団指導】

事業所数:103事業所

参加人数:117名

【運営指導】

地域密着型通所介護:4事業所

グループホーム:5事業所

居宅介護支援:4事業所

総合事業:17事業所

令和8年度の指導の予定

サービス種別	予定数	実施時期
地域密着型サービス	8事業所	8月～1月
居宅介護支援	6事業所	10月～12月
総合事業(※)	10～20事業所	5月～2月頃

※通所介護や訪問介護と合わせて一体的に運営している事業所については、岐阜県との合同指導となります。

運営指導における主な指摘事項（共通）

重要事項説明書に関すること

- ・ 記載内容を運営規程や実態と一致させること。
- ・ 「事故発生時の対応」について記載すること。
- ・ 重要事項を見やすい場所に掲示し（又は事業所に備え付け）、ウェブサイトへ掲載すること。

運営規程に関すること

- ・ 「虐待防止のための措置」に関する事項を追加すること。
- ・ 変更があった場合は変更から10日以内に届け出ること。

運営指導における主な指摘事項(共通)

業務継続計画の策定等に関すること

- ・ 研修及び訓練を定期的に実施し、研修等の実施記録を残すこと。

感染症予防・まん延防止措置に関すること

- ・ 委員会を年2回以上開催し、その記録を残すこと。

職場におけるハラスメント防止措置に関すること

- ・ 上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含めること。

運営指導における主な指摘事項

訪問系サービス

- ・ モニタリングを確実に実施し、記録を残すこと。
- ・ 利用者1人に対して2人で介護する必要がある場合は、その必要性を書類に明記すること。

通所系サービス

- ・ 入浴介助加算を算定する場合、行ったことや利用者の状況等についての記録を残すこと。
- ・ あらかじめ把握していた定期受診等により、サービス提供時間が短縮された場合は計画書を変更し、変更後の単位数で算定すること。

参考

- 令和6年度介護報酬改定について | 厚生労働省
- 令和8年度介護報酬改定について | 厚生労働省
- 介護サービス事業者の皆様へのお知らせ | 厚生労働省
- 介護分野における生産性向上 お知らせ | 厚生労働省
- 職場におけるハラスメントの防止のために(セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント | 厚生労働省